

失業等給付金に係る不正受給返納金債権の債権管理について(厚生労働大臣宛て)

督促状の送付、財産調査、自力執行、債権管理事務の引継ぎ及び不納欠損としての整理が

適切に行われていなかった債権の額(収入) 11億8289万円

1 債権管理の概要

厚生労働省は、雇用保険法に基づき、雇用保険の被保険者に対して、その生活及び雇用の安定を図るなどのために、失業等給付金を支給しており、不正受給が判明した場合、公共職業安定所（以下「安定所」という。）及び当該安定所を管轄する都道府県労働局（以下「労働局」といい、安定所と合わせて「労働局等」という。）は、不正受給に係る返納金債権及び損害賠償金債権（以下、これらの債権を合わせて「不正受給返納金債権」という。）について、国の債権の管理等に関する法律等に基づき次のとおり債権管理を行うこととなっている。

- ① 給付金の返還等を命じた安定所は、労働局に債権の発生通知を行い、債権の発生通知を受けた労働局は、債務者に対して納入告知書を送付する。
- ② 安定所は、不正受給返納金債権が完納されない場合、電話、訪問等により納付督促等を行い、これらの事跡を記録して管理する。そして、労働局等は、債務者が労働局等の管轄外に転居した場合、転居地を管轄する労働局等に債権管理事務の引継ぎを行う。
- ③ 債務者が納付督促等に応じず、納入告知書を送付した後、相当期間を経過してもなお納付されない場合、労働局は、安定所からの要請により債務者に督促状を送付する。
- ④ 労働局は、債務者に督促状を送付した後、相当期間を経過してもなお納付されない場合、国税滞納処分の例による財産の差押え（以下「自力執行」という。）を行うため、債務者の財産状況の調査（以下「財産調査」という。）を行い、自力執行を行うことができる財産のあることが判明した場合、自力執行を行う。

不正受給返納金債権の消滅時効は、不正受給のあったときから2年となっており、納入の告知、督促、自力執行等は、時効中断の効力を有するものとなっている。そして、消滅時効が完成したときは、直ちに不納欠損として整理しなければならないこととされている。

2 本院の検査結果

不正受給返納金債権及び過誤払に係る返納金債権のうち、消滅時効が完成するなどして平成23年度から25年度までに不納欠損として整理された債権及び25年度末において管理されている債権の額は、全労働局で計58億2259万余円と多額に上っており、その大部分が不正受給返納金債権となっていることから、北海道労働局等21労働局^(注1)における不正受給返納金債権計12,606件（債務者7,207人、債権額計38億4635万余円）を対象として検査したところ、次のような事態が見受けられた（(1)から(3)までの事態には重複しているものがある。）。

（注1）21労働局 北海道、秋田、群馬、埼玉、東京、神奈川、新潟、富山、長野、静岡、愛知、大阪、兵庫、鳥取、島根、岡山、山口、徳島、高知、福岡、大分各労働局

(1) 督促状の送付、財産調査及び自力執行を適切に行っていない事態

ア 督促状を送付していないもの

北海道労働局等21労働局において、納入告知書を送付した後、相当期間が経過してもなお納付されていないのに、督促状を送付していなかったものが、消滅時効が完成していた債権のうち307件（債務者177人、債権額計8424万余円）、25年度末において管理されている債権のうち814件（債務者483人、債権額計2億1737万余円）見受けられた（自力執行を行うことができないことと

なっている生活保護受給者等に対する債権を除く。以下、イ及びウにおいて同じ。）。

イ 督促状を送付したものの財産調査を行っていないもの

(注2)
北海道労働局等18労働局において、財産調査の実施方法についてのノウハウがないなどの理由から、督促状を送付した後、相当期間が経過してもなお納付されていないのに、財産調査を行っていなかったものが、消滅時効が完成していた債権のうち510件（債務者277人、債権額計1億7020万余円）、25年度末において管理されている債権のうち923件（債務者534人、債権額計2億3386万余円）見受けられた。

ウ 督促状の送付及び財産調査を行ったものの自力執行を行っていないもの

(注3)
北海道労働局等11労働局において、財産調査を行ったものの自力執行の実施方法についてのノウハウがないなどの理由から自力執行を行っていなかったものが、消滅時効が完成していた債権のうち91件（債務者52人、債権額計2306万余円）、25年度末において管理されている債権のうち146件（債務者90人、債権額計3619万余円）見受けられた。

(注2) 18労働局 北海道、秋田、群馬、埼玉、東京、神奈川、新潟、長野、静岡、愛知、大阪、兵庫、島根、岡山、山口、徳島、高知、福岡各労働局

(注3) 11労働局 北海道、埼玉、東京、神奈川、新潟、富山、静岡、愛知、大阪、兵庫、福岡各労働局

(2) 債務者が管轄外に転居した場合の債権管理事務の引継ぎを行っていなかった事態

(注4)
北海道労働局等19労働局において、債務者が管轄外に転居しているのに、労働局等が債権管理事務の引継ぎを行っておらず、納付督促が十分に行われていなかったものが1,117件（債務者608人、債権額計4億8279万余円）、このうち、消滅時効が完成していた債権が200件（債務者90人、債権額計1億1455万余円）見受けられた。

(注4) 19労働局 北海道、秋田、群馬、埼玉、東京、神奈川、新潟、富山、長野、静岡、愛知、大阪、兵庫、鳥取、岡山、山口、高知、福岡、大分各労働局

(3) 消滅時効が完成した場合の不納欠損としての整理を直ちに行っていなかった事態

(注5)
北海道労働局等10労働局において、消滅時効が完成してから1年以上不納欠損として整理されていなかった債権が338件（債務者177人、債権額計1億3898万余円）見受けられた。

(注5) 10労働局 北海道、秋田、群馬、東京、長野、静岡、愛知、兵庫、鳥取、福岡各労働局

3 本院が求める是正改善の処置

厚生労働省において、労働局等における不正受給返納金債権の債権管理が適切に行われるよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

ア 厚生労働本省において

(ア) 労働局等に対して、財産調査及び自力執行についての具体的な実施方法を示すとともに、督促状の送付、財産調査及び自力執行を適切に行うよう指導すること

(イ) 労働局等に対して、債務者が管轄外に転居した場合の債権管理事務の引継ぎ及び消滅時効が完成した場合の不納欠損としての整理を適切に行うよう指導すること

イ 労働局等において、アに基づき、担当職員に対して、督促状の送付、財産調査及び自力執行、債権管理事務の引継ぎ及び不納欠損としての整理を適切に行うよう周知徹底を図ること